

## 使用方法

- 片小校庭…役場から（土・日曜日・夜間は宿直室・昼間は教育委員会）日誌、また夜間使用する場合は照明の鍵も借用して使用する。日誌は必ず記入し、使用後は直ちに返却すること。
- 片小体育館…役場から（土・日曜日・夜間は宿直室・昼間は教育委員会）鍵と日誌を借用し使用する。日誌は必ず記入し、使用後は直ちに返却すること。
- 片中校庭…役場から（土・日曜日・夜間は宿直室・昼間は教育委員会）日誌、また夜間使用する場合は照明の鍵も借用して使用する。日誌は必ず記入し、使用後は直ちに返却すること。
- 片中体育館…役場から（土・日曜日・夜間は宿直室・昼間は教育委員会）鍵と日誌を借用して使用する。卓球場・格技場も同様。日誌は必ず記入し、使用後は直ちに返却すること。
- 片中テニスコート…役場から（土・日曜日・夜間は宿直室・昼間は教育委員会）鍵と日誌を借用して使用する。日誌は必ず記入し、使用後は直ちに返却すること。
- トレーニングハウス…役場から（土・日曜日・夜間は宿直室・昼間は教育委員会）鍵と日誌を借用して使用する。日誌は必ず記入し、使用後は直ちに返却すること。  
（旅館・民宿等使用できません）
- 村民運動場…役場から（土・日曜日・夜間は宿直室・昼間は教育委員会）日誌、また夜間使用する場合は照明の鍵を借用し使用する。日誌を必ず記入し、使用後は直ちに返却すること。
- 片品村弓道場…役場から（土・日曜日・夜間は宿直室・昼間は教育委員会）鍵と日誌を借用して使用する。弓道場にある日誌に必ず記入する。使用後は直ちに返却すること。
- 東小川体育館…役場から（土・日曜日・夜間は宿直室・昼間は教育委員会）鍵と日誌を借用して使用する。日誌は必ず記入し、使用後は直ちに返却すること。
- 武尊根体育館…役場から（土・日曜日・夜間は宿直室・昼間は教育委員会）鍵と日誌を借用して使用する。日誌は必ず記入し、使用後は直ちに返却すること。
- ※武尊根体育館は消防法の関係上、窓の格子を取り外している部分があります。ロールカーテンで保護してありますので操作しないよう使用団体へ呼びかけてください。